

平成29年 第1回定例会(スタートアップ新宿)代表質問(要旨)【一問一答】

1. ICTを活用した政策立案について

最初の質問はICTを活用した政策立案についてです。

平成 28 年第 2 回定例会の代表質問で、「新宿自治創造研究所を中心とし、調査分析に関するスキルを広く新宿区職員へと伝達し、ICT を活用した政策立案を推進していくべきだと考えていますが、いかがでしょうか。」という質問をさせていただきました。

これは、RESAS や e-Stat をはじめとした各種オープンデータの存在、あるいはディープラーニングや機械学習など、人工知能領域の成長も踏まえた意図がありました。

早速ですが、2016年12月に新宿自治創造研究所によって、政策立案のための統計データの活用というテーマで研修が行われました。2017年1月には政策立案のための統計データ活用の手引きも作成されています。

これらの資料を拝見しましたが、エビデンスに基づく政策立案の重要性や、具体的な分析の手法が研修とドキュメントを通じて職員に共有されたことを高く評価しています。

今後は、新宿区が得た知見をオープンデータの取り組み等を通じ、区民に伝えていくことが重要だと考えています。

コンピュータを政策立案に導入することのメリットは、人的なリソースでは対応が難しかったビッグデータ解析であっても、分析者の主観や個人的な意思を最大限排除し、結論を導き出せることです。

今回の研修や手引きで扱われているものは、統計データが主なものでしたが、今後は区民意識調査における自由記述などで得られるテキストデータにおいても、コンピュータで処理を行うことが必要となります。

例えば、区民調査の結果を見ると、自由記述の回答は抜粋して記載されています。ローデータは公開されていますが、自由記述は削除されています。

これでは、分析者の主観的な内容になってしまう傾向があり、どのような基準で選定されているのかもわかりません。

研修の際に、データ分析のプロセスについて、1 課題定義、2 現状把握、3 課題ポイントの設定、4 要因の特定、5.方策の決定とされ、各プロセスを進めるために、仮説が必要と説明されています。

テキストデータのみをエビデンスとして活用することは、必ずしも適切だとは言えません。しかし、仮説自体を検討する段階で、意思を最大限排除しテキストデータから一定の方向性を導き出すという活用の方法であれば有効なものです。

テキストマイニングという手法を用いることで、テキストデータであっても、コンピュータを用いた解析が可能です。

プログラミング言語であるPython や R 言語を用いることもできます。また、KH Coder のようなプログラミング言語の知識が不要なフリーソフトでも、テキストマイニングは可能です。

東京都交通局 建設工務部の永野氏らによる「形態素解析を用いたアンケート調査自由記述欄の分析手法に関する研究 ～路面電車利用意識調査データを用いたケーススタディ～」という論文が公開されていますが、分析にフリーソフトが活用されています。これから、公的機関においてもテキストデータの分析について検討が必要です。

そこで、2点質問があります。

1. 区民意識調査やコールセンターなどテキストの管理について、データで保存していますか。広聴部門に集まるご意見をどのように活用されているか、お答えください。また、自由記述に関しても、オープンデータで公開することは可能でしょうか。

2. 区政モニターアンケートの自由記述を抜粋する際、どのような基準で行っていますか。主観を交えないよう、テキストマイニングを用いてコンピュータで扱えるよう検討が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

区長のお考えをお聞かせください。

2. ポイ捨て・路上喫煙対策について

次の質問は、ポイ捨て・路上喫煙対策についてです。

東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けて、基礎自治体として取り組まなければならない課題の一つが、ごみのポイ捨て問題です。

私は、新宿区内を中心に清掃ボランティアを行ってきました。特に多いごみは、路上喫煙とも関連するたばこ、そしてびん、缶、ペットボトル等の飲食に関わる容器です。

こうした課題があるため、新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例(以下ポイ捨て・路上喫煙禁止条例)が制定され、新宿区は対応を行ってきました。まず、路上喫煙に関しては、議会でも議論が行われていますが、定点観測により数値化され、その結果はホームページにも公開されています。

吉住区長からも以前ご答弁いただきましたが、路上喫煙禁止パトロールによる巡回指導や啓発キャンペーンの実施等により、駅周辺の路上喫煙率は条例制定前の4%以上からおおよそ0.1%前後へと大幅に減少し、成果が可視化されています。

一方で、ポイ捨て・路上喫煙禁止条例に基づく、びん、缶、ペットボトル等も含んだポイ捨ての実態把握を行う散乱状況調査は、平成17年度以来実施されていません。

びん、缶、ペットボトル等も数値を明らかにした上で対策が必要です。担当部署に確認させていただいたところ、調査の必要性は理解している一方で、職員が調査を行う場合は大きなリソースが発生するため、すぐに取り組むことも難しい様子でした。

しかし、昨今ではテクノロジーの発展により、安価かつ効果的な調査を行うことができるようになってきました。

例えば、ごみ問題について研究を行う大学発ベンチャー企業では、人工知能による画像認識技術を用いることで、散乱状況調査を行っています。すでに自治体での導入事例もありますが、研究を行う大学や民間企業と連携し、最先端のテクノロジーを取り入れていくことは有効だと考えます。

調査結果や、ごみ問題についての研究結果を用いることで、定量的な観点から具体的な解決策を打ち出すべきではないでしょうか。

分析結果を開示することで、例えば、清掃ボランティアも率先してごみの多いエリアから重点的に対策を行うことができるようになります。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けて、自治体間の議論も必要です。

自治体は、条例により各自自治体の特色を出せるというメリットがありますが、23区の場合は、様々な区と隣接する狭いエリア内であっても、自治体ごとにルールが異なる点に注意が必要です。

例えば、千代田区では路上喫煙は2,000円の過料が発生します。

新国立競技場と比較的距離が近い四ツ谷、市ヶ谷、飯田橋などの駅は、線路をまたぐとすぐに千代田区です。

新国立競技場も、港区や渋谷区と接しています。観光客にとって、どこから自治体が変わるのか、あるいはどのようなルールなのか、理解することは困難です。今後、東京都や近隣区との調整をしていくことも検討が必要です。

ここで、2点質問がございます。

1. 散乱状況調査を行ってから10年以上が経過しています。東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて、改めて定量的な調査が必要だと考えていますが予定はありますか。また、安価かつ効果的な人工知能の活用なども選択肢として登場していますが、今後の調査に関してどのようにお考えでしょうか。

2. 自治体間での制度の違いに関して、どのようにお考えでしょうか。他区や東京都と連携し、統一的な基準を設け周知を行う必要があると考えていますが、新宿区として何か働きかけができることはありますか。

区長のお考えをお聞かせください。

3.学校選択制度について

次の質問は学校選択制度についてです。

新宿区学校選択制度検討協議会によって検討が重ねられ、同協議会の答申では学校選択制度は小学校では「廃止」、中学校では「維持」という方針が打ち出されました。

学校選択制度について改めて確認すると、答申のもとになる「新宿区学校選択制度検討協議会報告書」には、「『小1保護者』と『小学校PTA』は選択肢1の『選択制度は維持』が3割強。選択肢2の『選択制度と指定校変更との一本化』も同じく3割強であり、選択肢3の『指定校変更の周知徹底』の2割、選択肢4の『選択制度は必要なし』の1割とあわせると、制度の見直し(廃止)が7割であった。」との記述がありました。

しかし、PTAとしてアンケートに回答された方からご意見を伺ったところ、設問がYES、NOで回答できるものではなく曖昧で、選択肢2と3に関しては「廃止」の意思表示ではないとのご意見をいただきました。

本当に廃止を望む場合は、4の『選択制度は必要なし』と回答したものをとらえるべきで、廃止と言い切れるものは、2と3も合わせての「7割」ではなく、4の『選択制度は必要なし』と回答した、小1保護者で11.23%143件、小学校PTAは8%4件と表現することが適切かと思えます。

次に、中学校のアンケート結果に関して該当箇所を抜粋すると、「『各保護者(中1・中3・小6)』とも5割近く(45%～48%)が『選択制度は維持』と回答。『中学校PTA』も同じく5割近く(47%)が『選択制度は維持』と回答。中学3年生については7割近く(68%)が『選択制度は維持』と回答。」と記載されています。

なお、その中で中学校PTAについてのアンケートの結果を取り出して紹介すると、「1 選択制度は維持【47.37%】《9件》2 選択制度と指定校変更の一本化【10.53%】《2件》3 指定校変更の周知徹底【26.32%】《5件》4 選択制度は必要なし【15.79%】《3件》」です。

先ほどの「小1保護者」と「小学校PTA」の「選択制度は維持」では、それぞれ34.64%と36%を「3割強」と表記していましたが、中学校の「各保護者」と中学生PTAになると45%～48%は4割強ではなく5割近くと表記されており、表現の方法によって受ける印象が変わります。

そして、それぞれのPTA同士の選択制度は必要なしを選んだ方を比較すると、幼稚園PTAの18.42%、小学校PTAの8%、中学校PTAの15.79%と結果は相当ばらつきがあります。

これでは、「アンケート結果とは関係なく、結論ありきで議論が行われていたのでは？」と、アンケートに回答された方が感じてしまうのではないのでしょうか。

新宿区教育委員会事務局次長が協議会の委員でありながら、このような報告書が提出されることは、教育委員会の信頼低下にもつながるおそれもあります。

また、学校選択制度に関するパブリックコメントも行われていました。子育て世帯の中でも大変関心が高いテーマです。

しかし、複数の方から、「直接投函とFAXとは、今時どうなのか。メールやフォームで投稿させて欲しい。」とのご意見もいただきました。これは、区の公式ホームページのフォームから投稿できることの周知が不足していると言わざるを得ません。

そして、当事者となる子育て世帯に、パブリックコメントが行われていることを周知する必要があります。

周知の方法として、広報しんじゅくが、新聞折り込みにより配布されていますが、若い世代はそもそも新聞を購読していない場合もあります。インターネットでの周知に関しても、トップページに日常的にアクセスをする方はほとんどいらっしゃらないでしょう。

そのため、子育て世帯がよく閲覧するページに情報を掲載するなど、きっかけ作りに力を入れることも検討が必要だと考えています。

小中学校や保育園、こども園、幼稚園には関連資料を設置すると報告もありましたが、ただ設置をしても周知をしなければ誰も閲覧しないので意味がありません。しっかり学校や園で周知をいただくよう文教子ども家庭委員会で要望をいたしました。浸透していない様子でした。

ここで、3点質問がございます。

1. アンケート結果の解釈に関して、小学校PTAと中学校PTAでは差があるように思えますが、いかがでしょうか。設問設計や会議の進め方には不適切な部分もあったと考えていますが、小学校の学校選択制度を廃止にすることで問題はありますか。

2. 学校選択制度も含め、今後も教育に関する課題について議論を行うことが必要だと考えています。その際にも、アンケート調査を行う必要があるかと思いますが、その選択肢も、YESかNOで、よりわかりやすく提示し、結果を尊重することが必要だと考えていますがいかがでしょうか。

3. パブリックコメントについて、子育て世帯の実態に即して、さらに周知を図り意見を募るために、インターネットの活用等による工夫が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

教育委員会のお考えをお聞かせください。

4.保健所の対応について

次の質問は、保健所の対応についてです。

2017年1月に、新宿区内のある診療所で院長が逮捕されました。この診療所では、治療の必要がない患者に対して性感染症だと診断し、治療が行われていました。不要な治療や投薬を行なったことで健康被害につながることや、税金も投じられているため経済的な観点からも問題があります。

審議未了となりましたが、平成27年第3回定例会における陳情でも議論が行われました。極めて悪質な事件だったと理解しています。

現在は、院長は逮捕となり、管理者不在ということで診療所は業務を行うことはできません。

被害者の方からお話を伺いしたところ、平成25年から新宿区の担当課への連絡、あるいは区長宛に手紙を送り、問題提起を行われていたそうです。

新宿区として、医療法の範囲で対応が行われていたこととは思いますが、民事訴訟で判決が出ているにも関わらず、新宿区の対応が不十分で被害が広まっていったという認識の方もいらっしゃいました。

該当する診療所への立入検査をお願いしたところ、断られたこともあったそうです。保健所による立入検査が行われ、改善指導書を通じて指導もありましたが、強制力がないため根本的な解決につながるのか疑問が残ります。

なぜ、被害者の声が新宿区へ届いていながらも、院長が逮捕され診療が停止されるまで数年間もかかってしまったのでしょうか。このままで、区民の健康を守ることができるのでしょうか。都や国、警察とも議論が必要ではないかと考えます。

ここで、3点質問がございます。

1.平成25年から現在まで、診療所で業務が継続されていたことについてどのようにお考えでしょうか。また、今後は同様の事案が起きた場合、どのように対応されるのでしょうか。改めて医療法を根拠に一般的な区の対応をご説明いただき、区が認識している範囲でその課題について教えてください。

2.将来的に被害を減らすためにも、都や国と法律改正に関する協議を行うこと、あるいは早期の逮捕につなげるためにも警察等と連携する必要があると考えますが、どのようにお考えでしょうか。

3.類似した事例が起きてしまった際に、被害者の方に対して、誤解を与えないよう区の権限に関する説明を十分行うことが必要だと考えますがいかがでしょうか。

区長のお考えをお聞かせください。

5.若者の区政参加について

最後の質問は、若者の区政参加についてです。

若者会議や、若者を対象にインターネットを活用した意識調査を行うことが発表されましたが、若い世代がまちづくりに参加できるよう新しい取り組みがスタートすることを、大変嬉しく思っています。

若者政策に関しては、愛知県新城市の若者議会など、すでに日本国内にも先進的な事例があります。

現場のご意見をお伺いすることを目的に、2月11日に開催された新城市若者議会シンポジウムへお伺いさせていただき、新城市担当職員や中高生と意見交換をさせていただきました。

全国に若者会議は多数あります。中には行政が主体となり会議が進行し、最終的には若者へのヒアリングが行われる程度で政策への反映がほとんど行われない場合もあります。

私が新宿区自治基本条例検証会議で委員を務めていた際には、会議の進行自体が行政に決められていたように感じました。

一方で、新城市若者議会は、新城市若者議会条例を制定し、さらに1,000万円もの予算を計上し、若者議会が提言した政策の実現に結びついているという点が特徴的です。

すでに予算案が提出されていますが、今年度は新城市のように予算を計上し使い道を決めるということは難しいと考えております。

そのため、すでに予算が計上されている事業の中で、若者の政策提言を反映させるという方法を取ることが考えられます。

また、若者からの要望合戦になることはあまり望ましいとは考えていません。

予算を使うことだけでなく、個別の事業のみならず、時代にそぐわない事業を縮小削減していくなど、行財政改革についても議論を行うことも必要ではないかと思えます。

また、新城市では若者政策係が事業を推進しておりますが、当日イベントでお会いした、岐阜県美濃加茂市職員の方にもお話をお伺いしたところ、子どもや若者と年齢が近い若手職員が、部署を超えて若者政策に取り組んでいるとのことでした。

若者たちも年齢が近い職員のことを身近に感じることができます。そして、若手職員の意識啓発にも繋がり、素晴らしい取り組みだと考えています。

新城市若者議会シンポジウムの中で、穂積新城市長は「若者議会の取り組みを全国に広げていきたい。」とお話をされていました。

もちろん自治体の特性は異なりますが、若者政策に関して先進的な取り組みを行う他自治体、あるいはNPO法人等へ相談をすることも必要かと思えます。

ここで、4点質問がございます。

1.若者へのヒアリングを目的とした形式的な会議ではなく、彼ら彼女らがまちづくりのプレイヤーとなることや、政策提言により区政を動かす機会が重要だと考えます。新宿区では新城市のように予算が計上されている訳ではありませんが、政策実現のために機会を設けることは可能でしょうか。

2.本事業では担当部署だけでなく、子どもや若者と年齢の近い若手職員の力が必要だと考えます。部署を超えて積極的に関わっていただくことは可能でしょうか。また、若手首長である吉住区長にも積極的に事業へ関わっていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

3.若者政策について、先進的な取り組みを行う自治体やNPO法人等との連携が必要だと考えていますが、現状はいかがでしょうか。

4.最後になりますが、先進的な新城市のように若者が意思決定を行い活躍できること、あるいは区民の代表という意味も込めて、まずは「若者議会」という名称を用いることも検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

区長のお考えをお聞かせください。